

伊万里市立黒川小学校いじめ防止基本方針

R 5, 4, 1 策定

1 策定の意義

いじめは、人権の侵害であり、児童の身体や人格を傷つけ、時として生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、決して許されるものではない。そのため、「いじめは、どの児童にも、どの学校でも、起こりうる。」との認識を持ち、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。

このことから、本校は、これまでの、いじめの未然防止、いじめの早期発見・早期対応、いじめの再発防止の取組をさらに充実させ、保護者・地域、関連機関等と連携して取り組むために「伊万里市立黒川小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

【いじめの定義】

「いじめ」とは、本校児童に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。

(H 2 5. 6. 2 8 いじめ防止対策推進法より引用)

- いじめの防止は、すべての児童が安全、安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず行う。
- いじめは、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童が十分に理解できるようにする。
- いじめを受けた児童の生命・心身を保護することを第一義に、学校は、家庭、地域住民、県その他の関係者の連携のもと、いじめ問題を克服することを目指して行う。
- 許されないことではあるが、「いじめ」を全ての児童に起きる可能性があるものとしてとらえ、いじめられた児童の立場に立って考えていくことを基本とする。
- 被害者が、いじめ自体を否定したり、加害者に同調するような態度をとることがあることを踏まえ、安易に因果関係を結論づけたりせず、丁寧な事実関係の把握を大切にする。

【いじめの様態】例

- (ア) 冷やかしたりからかい、悪口や言葉での脅し文句、嫌なことを言われる。
- (イ) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- (ウ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりして叩かれたり、蹴られたりする。
- (エ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (オ) 金品をたかられる。
- (カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (キ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (ク) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。

3 いじめの防止等のための指導体制・組織

(1) いじめ対策委員会の設置と役割 (第22条委員会)

- いじめの防止等に関する対策や措置を実効的に行うために、下記の対策委員会を置く。

① 校内いじめ防止対策委員会

校長 教頭 指導教諭 生徒指導主任 該当担任
養護教諭 教育相談担当

② 拡大いじめ防止対策委員会

【外部対策委員】 学校運営協議会委員 育友会会長 育友会顧問
スクールカウンセラー等

- いじめ防止対策委員会の役割は、いじめ防止対策推進法に基づく、いじめの調査、解消及び再発防止に関することを扱う。

(2) 未然防止の対応及びいじめの覚知後の対応

- いじめの未然防止については、学校の基本方針にそって学年と関係校務分掌が連携をしながら学校全体として取り組む。

4 いじめの未然防止の取組

「伊万里市いじめなし都市宣言」を基に、学校の全教育活動を通じて、「いじめを絶対に許さない学校」づくりを推進する。そのために、児童・教職員・保護者がより良く連携し、一丸となって、いじめ未然防止に努める。

(1) 情報を的確に早く収集する。

- 職員連絡会等で、気になる児童や配慮が必要な児童の情報を共有する。
- 日頃から児童とともに活動し、児童からの情報収集に尽力する。
- 児童一人一人の変化にいち早く気づく敏感な感覚を持つように努める。

(2) 互いに認め合い、助け合う仲間づくりをする。

- 児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- いじめは決して許されない、見過ごさない学校・学級の雰囲気づくりをする。
- 加害児童の心理要因となる「不満」「不安」等を軽減する。
- 見て見ぬふりをするのはいじめをしていることにつながることや、いじめを見たら他の先生方や友達に知らせたりやめさせたりすることの大切さについても指導する。
- 児童の自己有用感を高める教師の関わりや教育活動を行う。
- 地域人材を活用した授業や体験活動を充実させる。
- 人間関係をうまく営むための言葉遣いやソーシャルスキルを身に付ける指導を行う。
- わかる授業や成功体験のある授業、共に学ぶ喜びを実感できる授業づくりに努める。
- すべての児童に「出番」「役割」「承認」のある行事や授業を推進する。

(3) 命や人権を尊重する感性を磨く。

- いじめ防止の授業を計画的に実施し、「アンバランスパワー」「シンキングエラー」の共通理解を図る。
- 思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを育む道德の授業（親子ふれあい道德、全校道德など）を実施する。
- 人権集会や平和集会、各学年に応じた性教育を充実させる。
- 校長や生徒指導主任、人権・同和教育担当者が、いじめに関する講話を全校朝会等で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということやいじめに気付いたときに

は、すぐに担任や教職員、家族など周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。

(4) 保護者や地域、関係機関との連携を密にする。

- 保護者や地域からの話を親身になって聴く。
- スクールカウンセラーを活用した研修会や授業を実施する。
- 保護者会、ホームページや学級・学校便りで人権についての啓発を行う。
- 幼保小連携により、就学前の段階を含めての児童同士の人間関係に関する情報共有する。

5 いじめの早期発見の取組

- 保護者も含めた年2回(6月、11月)のいじめアンケート、毎月の「なかよしアンケート」を実施し、児童と面談を行う。
- 毎年5月をいじめ防止強化月間とし、いじめ防止についての学習や活動を積極的に行う。
- 定期的な教育相談だけでなく、日々の表情の変化や身体状況に気をつけて観察したり、相談をしたりする。
- いつでも、だれにでも相談できる体制の充実を図る。
- 養護教諭や他の職員、保護者からの情報に常に耳を傾ける。
- いじめ相談等の各種相談窓口の周知や広報活動を行う。

6 いじめ事案への対応

- いじめの発見・通報を受けた場合は、速やかに組織的対応をすることで、被害児童を守り、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とし、教育配慮の下、毅然とした態度で指導する。

(1) いじめの覚知

- 通報や相談等により、いじめを疑われる事案を覚知した場合は、直ちに校内いじめ対策委員会を開催し、聞き取り等調査を行うとともに、速やかに教育委員会に報告する。

(2) いじめの認知

- いじめの定義に従い、いじめを認知した場合は、校内いじめ対策委員会（状況に応じて拡大いじめ対策委員会）を招集し、以下の内容等について確認・協議をする。
 - ① 事実確認（被害者 周囲の児童 加害者）⇒事実照合
 - ② 保護者への連絡・説明
 - ③ 児童への指導・説諭（加害者 被害者 傍観者 全体）
 - ④ 支援体制（見守り 心理的ケア 保護者との連携）

7 ネットいじめに対する対応

- 児童に対してインターネット上での誹謗中傷は犯罪であることを学級指導の中で理解させる。
- ゲーム機や携帯、パソコン等を介して生じるインターネット被害等について、実態や被害の可能性について、報道や事例を通して児童に提示し理解を深める。
- 警察や専門機関と連携し、保護者や児童向けの「ネット被害防止」「情報モラル」等に係わる講演会や研修会等を行う。

8 重大事案への対応

- 重大事案とは①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合（児童が自殺を企画した場合等）②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合（30日以上）がある。
- 拡大いじめ対策委員会で重大事案であることを認知した場合は、伊万里市教育委員会へ報告し、連携して事案に対応する。
- 関係者の個人情報に十分配慮し、調査により明確になった事実関係について情報を適切に提供する。

9 いじめの再発防止の取組

- 被害児童へのケア、加害児童への指導、保護者を交えた謝罪の場の設定など、適切な

措置により一定の解決を図った後、3か月以上経過観察を行う。通常の生活に戻った状態を「解消」と判断し、教育委員会に報告する。

10 職員研修

4月・・・いじめの定義、対応についての研修会

8月・・・いじめの対応力向上を図る研修会 情報モラル研修会 事例研修会等

3月・・・いじめ防止等の取組の課題、次年度の取組についての研修会

11 取組体制の点検及び評価について

- 日頃から職員へ報告・連絡・相談、確認の周知を徹底させ、連絡システムとその迅速さを修練させる。
- 学校評価に共通評価項目として設定している「いじめ問題への対応」について、評価の観点、具体的目標・方策を設定し取り組む。年度末に評価を行い、次年度に向けた取組の改善に生かす。